⑵　郵送請求の場合は、送料と共に現金書留にて、級別、必要部数及び造園試験と明記のうえ一般財団法人全国建設研修センターに請求のこと。

⑶　コールセンター並びにインターネットによる請求も可、詳細は一般財団法人全国建設研修センターのホームページ（http://www.jctc.jp/）を参照のこと。

10　申込書類提出先　一般財団法人全国建設研修センター造園試験課　〒187―8540　東京都小平市喜平町２―１―２　電話番号042―300―6866（代）

11　合格発表　１級学科試験合格者には平成28年10月６日（木）に、１級実地試験合格者及び２級試験合格者には平成29年３月１日（水）に一般財団法人全国建設研修センターから本人あて文書で通知するほか、研修センターホームページにおいて公表ならびに、国土交通省各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局において当該地区内で受検した者の受験番号を掲示する。

12　合格証明書の交付　交付申請者に対し、平成29年３月下旬に合格証明書を交付する。

13　その他　試験の詳細については、一般財団法人全国建設研修センターの発行する「受験の手引」又は、一般財団法人全国建設研修センターのホームページ（http://www.jctc.jp/）を参照のこと。

平成28年度１級建設機械施工技術検定及び２級建設機械施工技術検定の実施について

平成28年度１級建設機械施工技術検定及び２級建設機械施工技術検定の実施について、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第３条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年12月25日　　国土交通大臣　石井　啓一

１．試験実施機関　一般社団法人　日本建設機械施工協会

２．受検資格

⑴　学科試験

①　１級建設機械施工技術検定

学歴又は資格	必要とする実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
学校教育法による ・大学卒業者 ・専門学校を卒業した者のうち「高度専門士」と称する者	卒業後３年以上	卒業後４年６ヶ月以上
学校教育法による ・短期大学卒業者 ・高等専門学校（５年制）卒業者 ・専門学校を卒業した者のうち「専門士」と称する者	卒業後５年以上	卒業後７年６ヶ月以上
学校教育法による ・高等学校卒業者 ・専門学校を卒業した者（「高度専門士」、「専門士」を除く）	卒業後10年「８年」（８年）以上	卒業後11年６ヶ月（９年６ヶ月）以上
その他の者	卒業後15年（13年）以上	

２級（建設機械）合格者			
	学校教育法による ・高等学校卒業者 ・専門学校を卒業した者（「高度専門士」、「専門士」を除く）	卒業後、次のいずれかに該当 ①　２級の種別の一つの経験が２年以上で、他の種別の経験を通算して８年（６年）以上 ②　同上の経験が１年６ヶ月以上２年未満で、他の種別の経験を通算して９年（７年）以上 ③　２級合格後５年「３年」（３年）以上	卒業後、次のいずれかに該当 ①　２級の種別の一つの経験が３年以上で、他の種別の経験を通算して９年（７年）以上 ②　同上の経験が２年３ヶ月以上３年未満で、他の種別の経験を通算して10年６ヶ月（８年６ヶ月）以上 ③　２級合格後５年「３年」（３年）以上
	その他の者	卒業後、次のいずれかに該当 ①　２級の種別の一つの経験が６年以上で、他の種別の経験を通算して12年（10年）以上 ②　同上の経験が４年以上６年未満で、他の種別の経験を通算して14年（12年）以上 ③　２級合格後５年「３年」（３年）以上	

注）・上記（　）書きの経験年数には、専任の主任技術者としての実務経験年数１年以上、その他の経験年数は、指導監督的実務経験年数が１年以上含まれていることが必要。

・高等学校の指定学科以外を卒業した者には、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による試験、旧大学入学試験検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定、旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正８年文部省令第９号）による試験に合格した者を含む。（以下同じ。）

・上記「　」書きの受験資格については、下記のとおり実務経験年数が短縮できる。

イ．高等学校指定学科の卒業者で実務経験のみで受検する者

高等学校指定学科を卒業した後、指導監督的実務経験を１年以上、かつ、主任技術者の要件（実務経験５年以上）を満たした後、専任の監理技術者の配置が必要な工事に配置され、監理技術者の指導を受けた２年以上の実務経験で合わせて８年以上の実務経験を有している者は10年の実務経験年数を８年に短縮できる。（２年短縮）

ロ．２級技術検定に合格した者

２級技術検定に合格した後、指導監督的実務経験を１年以上、かつ専任の監理技術者の配置が必要な工事に配置され、監理技術者の指導を受けた２年以上の実務経験で合わせて３年以上の実務経験を有している者は２級合格後の実務経験年数を５年から３年に短縮できる。（２年短縮）

・実務経験年数は、学科試験日の前日（平成28年６月18日）までで計算する。

・２級試験合格者の実務経験年数は、その試験の合格発表日より計算する。

②　２級建設機械施工技術検定

学歴又は資格	必要とする実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
学校教育法による ・大学卒業者 ・専門学校を卒業した者のうち「高度専門士」と称する者	卒業後、受検しようとする種別の経験が６ヶ月以上で、他の種別の経験を通算して１年以上	卒業後、受検しようとする種別の経験が９ヶ月以上で、他の種別の経験を通算して１年６ヶ月以上